

独立行政法人農林漁業信用基金会計監査人候補者名簿作成に
至るまでの審査経緯等の公表について

平成 1 8 年 9 月 2 2 日
独立行政法人農林漁業信用基金

このたび、主務大臣（農林水産大臣及び財務大臣）から独立行政法人農林漁業信用基金会計監査人として、あずさ監査法人（東京都新宿区津久戸町 1 番 2 号）を選任した旨の通知がありました。

なお、当基金における会計監査人候補者名簿の作成経緯は、次のとおりです。

1．選定経過

- (1) 平成 1 8 年 7 月 1 9 日 公告（ホームページ上で企画書を公募）
- (2) 平成 1 8 年 8 月 1 1 日 企画書提出締め切り
- (3) 平成 1 8 年 8 月 2 5 日 審査委員会、候補者決定
- (4) 平成 1 8 年 8 月 2 9 日 監事より同意書徴求
- (5) 平成 1 8 年 8 月 2 9 日 主務大臣あて会計監査人候補者名簿提出

2．選定方法

- (1) 会計監査人候補者名簿を作成するため、当基金ホームページにおいて、企画書の募集を行なったところ、あずさ監査法人のみの応募であった。
- (2) 応募のあった企画書について、審査委員会（内部審査委員 8 名及び外部審査委員 2 名）において、審査要領に基づき審査を行なった。
- (3) 審査基準
別紙のとおり
- (4) 審査結果
企画書を通じて、応募者の会計監査人として従事する独立行政法人に対する会計知識、独立行政法人及び類似法人の監査実績、監査業務実施体制、監査費用及び当基金に係る業務等の理解を考慮し、あずさ監査法人を会計監査人候補者とした。

（以上）

（問い合わせ先）

独立行政法人農林漁業信用基金経理部経理総括課

電 話：0 3 - 3 2 9 4 - 4 4 8 2

F A X：0 3 - 3 2 9 4 - 3 1 4 0

別紙

会計監査人候補者選定基準

信用基金の会計監査にあたっては、

独立行政法人会計基準に基づく監査であること

他の独立行政法人とは異なり、保証・保険業務及び貸付業務を営み、業務毎に区分経理を行うこととされている法人であること

運営費交付金又は補助金を充てる業務と充てない業務とがあること

という事情を踏まえ、以下を基本として、別紙のとおり審査項目及び配点を設定し、各審査委員が個別に採点した結果（合計点）をもって選考する。

（１）基本的要件

独立行政法人会計基準及び同注解などに対して十分精通していること

先行独立行政法人及び金融業務（保証、保険及び貸付業務）を行う企業の監査を行った実績があること

（２）監査体制

独立行政法人制度の特色を理解した監査担当者の適切な配置等、監査体制についてその質を確保する必要がある。このため、

監査チームの編成

監査日程、実施方法（監査計画において、期中監査の日数が適切な日数となっていること。また、バックオフィスから適切な支援を受けて監査を行うこと等）

を基準とする。

（３）監査費用

監査費用について、執務総日数は信用基金の組織、予算、事業等を踏まえた監査計画との整合性が必要。また、監査費用については積算の考え方が合理的であり、低廉であることが必要である。このため、

執務総日数と監査計画の整合性

監査費用の積算の合理性

執務日数の変更に伴う費用の変更の合理的な積算方法

監査費用の優位性

を基準とする。